

# 第2期下関市再犯防止推進計画 (案)

令和5年(2023年)1月

下 関 市

## 目 次

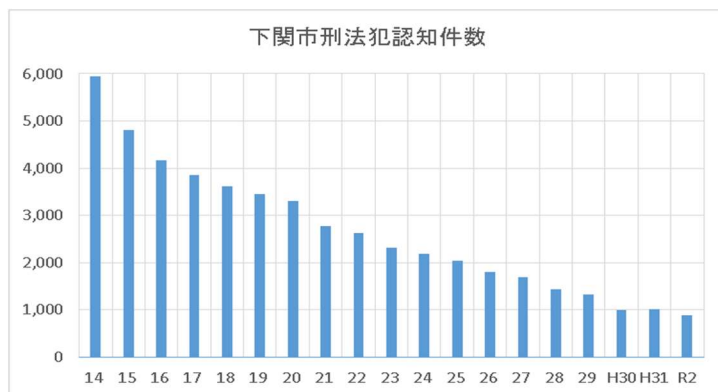
|   |    |
|---|----|
| <b><u>I 計画の概要</u></b> .....             | 1  |
| 1 計画策定の目的 .....                         | 1  |
| 2 計画の位置付け .....                         | 2  |
| 3 計画の対象者 .....                          | 2  |
| 4 計画の期間 .....                           | 2  |
| <br>                                    |    |
| <b><u>II 基本方針及び重点課題</u></b> .....       | 2  |
| 1 基本方針 .....                            | 2  |
| 2 重点課題 .....                            | 3  |
| <br>                                    |    |
| <b><u>III 再犯の防止等に関する取組・施策</u></b> ..... | 4  |
| 第1 就労・住居の確保のための取組 .....                 | 4  |
| 1 就労の確保 .....                           | 4  |
| 2 住居の確保 .....                           | 5  |
| 第2 保健医療・福祉サービスの利用支援等のための取組 .....        | 6  |
| 1 高齢者又は障害のある者への支援等 .....                | 6  |
| 2 薬物依存を有する者への支援等 .....                  | 7  |
| 第3 学校等と連携した修学支援及び非行防止の取組 .....          | 8  |
| 1 学校等と連携した修学支援の実施等 .....                | 8  |
| 第4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組 .....    | 9  |
| 1 民間協力者の活動促進 .....                      | 9  |
| 2 広報・啓発活動の推進 .....                      | 9  |
| <br>                                    |    |
| <b><u>IV 推進体制</u></b> .....             | 10 |
| 1 関係機関・関係者との連携・協力 .....                 | 10 |
| 2 庁内の実施体制 .....                         | 10 |
| <br>                                    |    |
| <b>【資料】</b>                             |    |
| 1 担当部局及び関係団体の一覧 .....                   | 12 |
| * 用語の解説 .....                           | 14 |

# I 計画の概要

## 1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最高の約285万4千件となって以降減少を続け、令和2年には約61万4千件となっています。

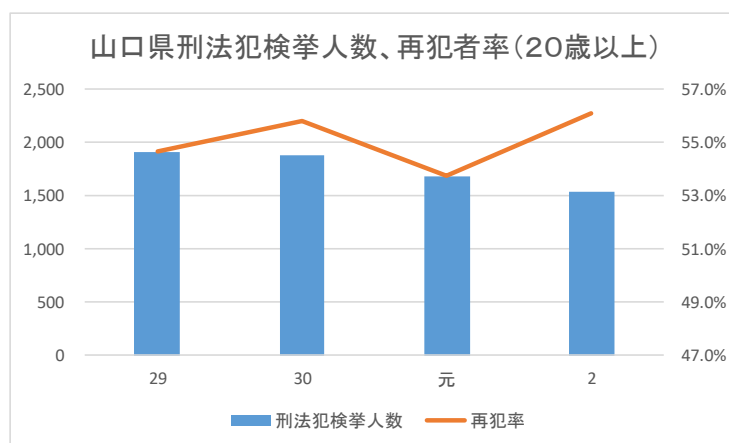
下関市においても、平成14年の5,945件から令和2年の880件に減少しています。



※（出典）山口県統計年鑑

また、刑法犯総数に占める初犯者と再犯者割合が、近年、同水準で推移しており、令和2年には全国で50.6%となっています。

なお、山口県では、令和2年に56.1%となり、「再犯の防止」が課題となっています。



※(資料提供) 広島矯正管区

なお、全国的に、犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や薬物等の依存症がある、十分な教育を受けていないなど、社会復帰に向けた十分な支援を受けられずに犯罪を繰り返している者もいる状況です。

このようなことから、国において、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、平成30年度から5か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」(以下「再犯防止推進計画」という。)が策定されました。

また、山口県においては、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする山口県再犯防止推進計画を平成31年3月に策定しました。

本市においても、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までを計画期間とする下関市再犯防止推進計画を令和2年3月に策定いたしました。

現在の取組を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画である「下関市再犯防止推進計画」を策定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

## 2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画とします。

## 3 計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等(犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者)とします。

## 4 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までとします。

# II 基本方針及び重点課題

## 1 基本方針

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法の基本理念を踏まえて、国の目指すべき方向・視点として5つの基本方針を設定しています。

本市においても、国及び山口県と連携して施策を推進するため、この5つを基本方針とします。

### 〔5つの基本方針〕

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相

互に緊密な連携をしつつ、国・県・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する。

- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行う。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く市民の関心と理解が得られるものとしていく。

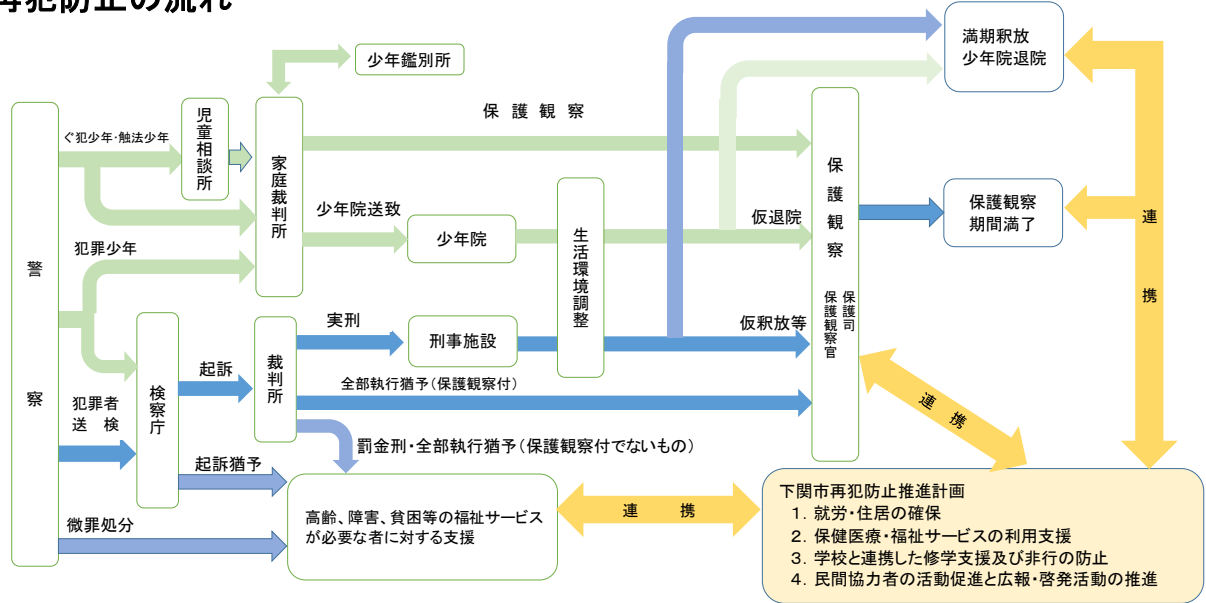
## 2 重点課題

本市では、再犯防止推進法第2章に規定する基本的施策及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、重点的に取り組むべき4つの課題を設定し、これらに関する施策について、国や山口県、関係団体等と連携を図りながら取り組みます。

### 〔4つの重点課題〕

- 第1 就労・住居の確保
- 第2 保健医療・福祉サービスの利用支援
- 第3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止
- 第4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

## 再犯防止の流れ



## Ⅲ 再犯の防止等に関する取組・施策

### 第1 就労・住居の確保のための取組

#### 1 就労の確保

##### (1) 現状と課題

- 全国で、令和2年に受刑のため刑事施設に再び入所した者（再入者）のうち約7割は、再犯時に無職の者が占めており、不安定な就労が再犯のリスクとなっています。
- 協力雇用主は、令和2年10月1日現在、全国で2万4,213社、建設業が過半数を占めています。下関市では、令和4年4月1日現在、51社という状況です。

##### (2) 今後取り組む施策

- ① 就職に向けた支援の充実
  - ア 非行少年に対する就労支援
    - ・ 就職を希望する少年に対して、問題を抱えた少年の雇用に協力的な会社に関する情報提供を行うなど、ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、少年の就職に向けた支援の充実を図ります。
  - イ 刑務所出所者等に対する就労支援
    - ・ 保護司会、保護観察所、ハローワーク等の関係機関が行う取組への協力を努めます。
    - ・ 矯正施設における刑務作業や職業訓練の充実への協力を努めます。
- ② 新たな協力雇用主の開拓・確保
  - ア 企業等に対する広報・啓発

- ・ 新たな協力雇用主の開拓・確保に向け、企業等に対して就労支援の意義や制度等の広報・啓発を行います。
- イ 多様な業種での協力雇用主確保に向けた広報・啓発
  - ・ 協力雇用主の業種に偏りがある現状を踏まえ、多様な業種での協力雇用主の確保を図るため、経済団体等に対し、制度の広報・啓発を行います。
- ③ 犯罪をした者等を雇用する企業等への措置等
  - ア 市による雇用
    - ・ 犯罪をした者等の雇用を推進するため、他市の取組を参考に、市が行う業務での雇用を図ります。
  - イ 協力雇用主の受注機会の増大
    - ・ 協力雇用主に関する優遇措置については、公共調達の本来的な目的である確実な調達、成果物の品質確保、健全な業者・業界の維持・育成等に支障がないように、拡充に努めます。
- ④ 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用
  - ・ 犯罪をした者等のうち、障害のある者への就労支援は、障害福祉サービス等を活用しながら就労を支援します。
  - ・ 犯罪をした者等のうち、生活が困窮している状況の者に対しては、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を活用しながら、ハローワーク等との連携により就労を支援します。

## 2 住居の確保

### (1) 現状と課題

- 全国で、令和2年に受刑のため刑事施設に入所した者のうち、再入者が、初入者（刑事施設の入所が初回の者）よりも住居不定の者の占める割合が高い状況です。
- 適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止の上で重要な要素です。

### (2) 今後取り組む施策

- ① 地域社会における定住先の確保
  - ア 市営住宅への入居
    - ・ 犯罪をした者等や支援を行う機関等に対して、市営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。
  - イ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の促進
    - ・ 民間賃貸住宅の所有者等に対し、新たな住宅セーフティネット制度（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の周知を図り、入居可能な住宅の登録を推進します。

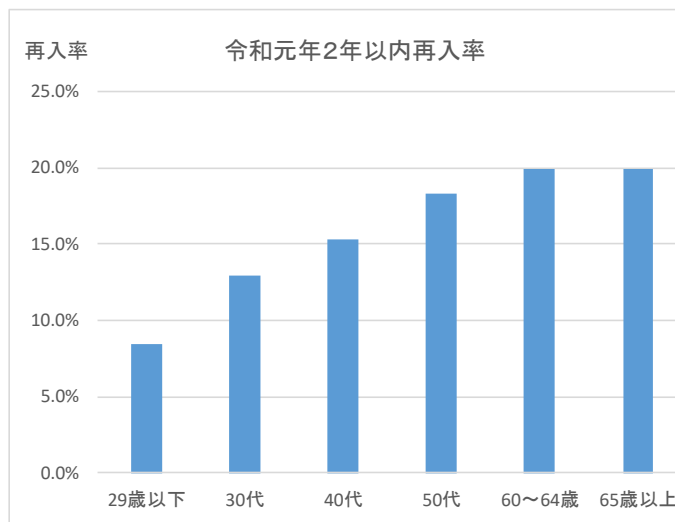
- ・ 保護観察対象者等や支援を行う機関等に対して、新たなセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の入居に関する問い合わせ先や募集状況等について、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。
- ウ 地域生活定着支援センター、保護観察所等への協力
- ・ 矯正施設出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障害者等に対し、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う社会福祉施設やアパート等の受け入れ場所を確保するための調整に協力します。
- エ 住居確保の課題に関する関係者間の連携
- ・ 矯正施設出所後の住居（賃貸住宅等）確保への支障となっている身元保証人や家賃の滞納保証等の課題に関して、保護観察所、居住支援協議会、更生保護施設等の関係機関・団体と、本市の実態に即した施策や体制の構築を目指した連携を推進します。

## 第2 保健医療・福祉サービスの利用支援等のための取組

### 1 高齢者又は障害のある者への支援等

#### (1) 現状と課題

- 全国の出所者のうち、出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、高齢者（60歳以上の者）が全世代の中で最も高い状況です。
- 高齢者、障害者等が必要な福祉サービスに繋がらずに、犯罪を繰り返すこともある状況です。



※2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

※年齢は、前刑出所時の年齢

※(出典)令和3年版犯罪白書



## (2) 今後取り組む施策

- ① 地域生活定着支援センター、保護観察所等への協力
  - ・ 高齢、障害又は生活の困窮により自立した生活が困難な矯正施設出所者が、退所後直ちに福祉サービス等の利用が必要な場合、山口県地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う調整に協力します。
  - ・ 矯正施設の入所者に対する各種指導等への関係機関・団体の参画や施設職員に対する研修等への協力に努めます。
- ② 地域福祉計画との連携
  - ・ 下関市地域福祉計画を見直す場合は、再犯防止を推進する観点から、犯罪をした者等のうち、福祉等の支援が必要な高齢者又は障害のある者等が、地域での生活が可能となる施策を位置付けます。

## 2 薬物依存を有する者への支援等

### (1) 現状と課題

- 全国の令和2年の覚せい剤取締法違反による検挙者数は8,375人で、そのうち再犯者は5,871人、同一罪名再犯者率は70.1%と高くなっています。
- 薬物等の乱用は、犯罪行為であると同時に、薬物依存の一症状でもあるため、罪を犯した者であっても、薬物依存という精神症状に苦しむ地域の生活者であり、犯罪者という偏見や先入観なく、薬物依存からの回復と社会復帰を目指す支援対象者として支援していくことが必要です。
- 市内には薬物依存症の治療拠点機関や回復支援施設等がなく、罪を犯した者の治療及び薬物依存からの回復を図るには、刑務所等の矯正施設、保護観察所、医療機関、保健所、更生保護施設、民間支援団体等の各機関が、連携して支援を行う必要があります。

### (2) 今後取り組む施策

- ① 地域の支援体制の構築
  - ア 薬物依存の相談支援体制の充実
    - ・ 保健所及びその他相談機関において、関係機関や民間支援団体と連携しながら、薬物依存に関する個別相談、ダルク等自助団体や専門医療機関の紹介等の支援を行います。
    - ・ 保健、医療、福祉その他薬物乱用の問題に携わる関係機関で支援を行う者の人材の育成に努めます。
  - イ 自助グループ及び民間支援団体等との連携
    - ・ 薬物依存症者及びその家族に対する支援において、当事者及び家族のグループや民間支援団体との連携は重要であるため、連携体制の構築やその活動の支援を行います。

② 薬物乱用防止の普及・啓発

- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通じて、市民の薬物乱用問題に関する認識を高め、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

### 第3 学校等と連携した修学支援及び非行防止の取組

#### 1 学校等と連携した修学支援の実施等

##### (1) 現状と課題

- 全国で、令和2年の少年院入院者の20.7%が高等学校に進学しておらず、少年院入院者の43.6%が高等学校を中退しています。

##### (2) 今後取り組む施策

###### ① 児童生徒の修学支援等

###### ア 地域における支援

- ・ 保護司、ボランティア、地域住民、コミュニティ・スクール等の関係機関等と連携し、社会奉仕活動への参加等、児童生徒の状況に応じた立ち直りの支援に取り組みます。

###### イ 学校における支援

- ・ 悩みを抱える児童生徒や保護者に対する電話相談などを行います。

###### ② 児童生徒の非行の未然防止

###### ア 学校での取組

- ・ 問題行動の見られる児童生徒を含め、児童生徒への学校での関わり、働きかけ等に努めます。
- ・ 「青少年非行防止に関する作文」の募集等、児童生徒が社会のルールを守ることの重要性を自ら考える機会を作り、規範意識の向上を図ります。
- ・ 児童生徒が薬物に対して正しい知識を持ち、適切な行動ができるような啓発に取り組みます。
- ・ 教員の薬物に関する指導力の向上を図るための研修等に取り組みます。

###### イ 学校内外での連携

- ・ 保護司、ボランティア、地域住民、コミュニティ・スクール等の関係機関等と連携し、問題行動の見られる児童生徒を含め、学校と情報共有を図りながら児童生徒への関わり、働きかけ等に努めます。
- ・ 市内警察署と学校との間で情報共有を図りながら、児童生徒の非行や犯罪被害の未然防止を図ります。
- ・ スクールソーシャルワーカーによる学校内外の連携支援を促進します。

- ・ 何らかの困難を抱える家庭の児童生徒に対し、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携し、家庭や学校とは別の居場所にもなるものとして、学習支援を行います。
- ・ 効果的な非行防止のため、法務少年支援センター山口の専門的な相談支援機能との連携を図ります。

## 第4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組

### 1 民間協力者の活動促進

#### (1) 現状と課題

- 再犯の防止等の取り組みは、地域において犯罪をした者等の更生を支える保護司（153人）、更生保護女性会（226人）等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。
- 現在、市内には更生保護施設が1施設あり、保護司の活動拠点として、更生保護サポートセンターが1施設あります。

#### (2) 今後取り組む施策

- ① 民間ボランティアの活動に関する広報の充実
  - ・ 市民の間に、犯罪をした者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、保護司、更生保護女性会など、更生保護ボランティアの活動に関する広報を充実させます。
- ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実
  - ア 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実
    - ・ “社会を明るくする運動”及び再犯防止の広報・啓発活動を通じて、更生保護ボランティアの活動を支援します。

### 2 広報・啓発活動の推進

#### (1) 現状と課題

- “社会を明るくする運動”を推進し、犯罪や非行、再犯の防止について、広報・啓発活動を行っています。

#### (2) 今後取り組む施策

- ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
  - ア 広報・啓発の実施
    - ・ 再犯防止啓発月間である7月が、“社会を明るくする運動”強調月間でもあることから、市民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行います。
  - イ 法教育の充実
    - ・ 各学校において、学年に応じた学習内容により、児童生徒に社会のルールを守ることの重要性を理解させ、規範意識の向上を図ります。
    - ・ 法教育の充実のため、検察庁等との連携を図ります。

## IV 推進体制

### 1 関係機関・関係者との連携・協力

計画の推進に当たっては、国、山口県、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

特に、雇用や住居の確保等に関し、関係者による連携・協議等を行う組織を設け、再犯の防止等を推進するための具体策の検討等を行います。

### 2 庁内の実施体制

市役所、市教育委員会の関係部局による再犯防止を推進するための連携・協議の場を設け、情報の共有等を図りながら、庁内各部局が相互に連携して施策に取り組み、全庁一丸となって計画を推進します。

〔下関市再犯防止推進計画策定委員会委員〕

|             | 団 体 名            | 役 職     |
|-------------|------------------|---------|
| 民<br>間      | 更生保護法人たちばな会      | 補導主任    |
|             | 下関保護区保護司会        | 会 長     |
|             | 下関市下関地区更生保護女性会   | 会 長     |
|             | 下関地区更生保護協力事業主会   | 副会長     |
|             | 山口県居住支援協議会       | 協力会員    |
| 国<br>・<br>県 | 山口保護観察所          | 企画調整課長  |
|             | 山口刑務所            | 首席矯正処遇官 |
|             | 山口地方検察庁          | 検 事     |
|             | 下関公共職業安定所        | 所 長     |
|             | 下関警察署            | 生活安全課長  |
|             | 山口県地域生活定着支援センター  | センター長   |
| 福祉          | 社会福祉法人下関市社会福祉協議会 | 会 長     |
| 市           | 下関市福祉部           | 部 長     |

〔下関市再犯防止推進計画策定委員会幹事会〕

| 部 局       | 課 所 室               |
|-----------|---------------------|
| 総 務 部     | 契 約 課               |
| 市 民 部     | 生 活 安 全 課           |
| 福 祉 部     | 福 祉 政 策 課           |
|           | 生 活 支 援 課           |
|           | 長 寿 支 援 課           |
|           | 障 害 者 支 援 課         |
|           | 介 護 保 険 課           |
| 保 健 部     | 保 健 医 療 政 策 課       |
|           | 健 康 推 進 課           |
| 産 業 振 興 部 | 産 業 立 地 ・ 就 業 支 援 課 |
| 建 設 部     | 住 宅 政 策 課           |
| 教 育 部     | 生 涯 学 習 課           |
|           | 学 校 教 育 課           |

## 【資料】

### 1 担当部局及び関係団体一覧

#### (1) 担当部局一覧（令和4年4月1日時点）

| 部 局   | 課 所 室          | 担当項目                  |
|-------|----------------|-----------------------|
| 福祉部   | 福祉政策課          | 計画全般、総括<br>生活困窮者自立支援  |
| 総務部   | 契約課            | 協力雇用主への優遇措置           |
| 市民部   | 生活安全課          | 犯罪防止啓発                |
| 福祉部   | 生活支援課          | 生活保護                  |
|       | 長寿支援課          | 高齢者支援                 |
|       | 障害者支援課         | 障害者支援                 |
|       | 介護保険課          | 介護サービスの提供支援           |
| 保健部   | 保健医療政策課        | 薬物乱用防止啓発              |
|       | 健康推進課          | 精神保健、薬物依存に関する<br>相談   |
| 産業振興部 | 産業立地・就業<br>支援課 | 就労支援                  |
| 建設部   | 住宅政策課          | 市営住宅<br>新たなセーフティネット住宅 |
| 教育委員会 | 生涯学習課          | 青少年健全育成               |
|       | 学校教育課          | 修学支援                  |

(2) 関係団体一覧 (令和4年4月1日時点)

|     | 団 体 名           | 所 在 地                |
|-----|-----------------|----------------------|
| 国関係 | 山口保護観察所         | 山口市中河原町6-16          |
|     | 山口刑務所           | 山口市松美町3-75           |
|     | 法務少年支援センター山口    | 山口市中央4-7-5           |
|     | 山口地方検察庁         | 山口市駅通り1-1-2          |
|     | 山口労働局           | 山口市中河原町6-16          |
|     | 下関職業安定所         | 下関市貴船町3-4-1          |
| 県関係 | 山口県健康福祉部厚政課     | 山口市滝町1-1             |
|     | 下関警察署生活安全課      | 下関市細江町2-3-8          |
|     | 山口県地域生活定着支援センター | 山口市大手町9-6            |
|     | 山口県立こころの医療センター  | 宇部市大字東岐波4004-2       |
| 民間等 | 下関保護区保護司会       | 下関市貴船町3-4-1          |
|     | 下関市下関地区更生保護女性会  | 下関市長府川端1-2-3         |
|     | 更生保護法人たちばな会     | 下関市東神田町1-10          |
|     | 下関市社会福祉協議会      | 下関市貴船町3-4-1          |
|     | 山口県居住支援協議会      | 山口市小郡黄金町5-16         |
|     | 北九州DARC         | 北九州市小倉北区片野4-13-30-1F |

## 用語の解説

| 用 語              | 説 明  |
|------------------|--|
| 《 か 行 》          |  |
| 起訴               | 検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為   |
| 起訴猶予             | 不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重、情状及び犯罪後の状況等により、訴追しないもの  |
| キャリア<br>コンサルタント  | 学生、求職者、在職者等を対象に、職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う国家資格者   |
| 矯正施設             | 犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設で、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院                          |
| 協力雇用主            | 犯罪や非行をした人の雇用に協力する事業主（令和2年は約2万4千社で、下関市は、令和4年4月1日時点で51社）   |
| 居住支援協議会          | 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行う、地方公共団体、関係業者や関係団体から構成される機関 |
| 禁錮（きんこ）          | 刑事施設に拘置されるだけで、労働の義務はない刑罰   |
| ぐ犯少年             | 少年法において、保護者への反抗や不良交友等の傾向が強く、将来、罪を犯すおそれのある少年（18歳未満）   |
| 刑事施設             | 刑務所、少年刑務所、拘置所のこと   |
| 刑法犯              | 刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪   |
| 刑務所              | 自由刑（犯罪者の自由を束縛する刑罰で、懲役、禁錮、拘留）に処せられたものを収容する施設  |
| 検挙               | 検察官、警察職員等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とする事  |
| 検察官              | 刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持つ検事と副検事のこと                            |
| 検察庁              | 法務省に置かれる特別の機関で、検察官の行う事務を統括するところ  |
| 更生保護             | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、改善更生して自立することを支援する活動                                |
| 更生保護<br>サポートセンター | 保護司、保護司会が、地域の関係機関や団体と連携しながら、地域で更生保護の活動を行うための拠点   |
| 更生保護施設           | 保護観察所が、宿泊場所や食事の提供、就職支援、生活指導等を委託する施設で、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの                                  |
| 更生保護女性会          | 地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者や非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体   |
| 公訴（の提起）          | 「起訴」に同じ  |
| 控訴               | 上級裁判所に、第一審の判決に対する不服の申し立てをすること  |
| 拘置所              | 未決囚、死刑の言い渡しを受けた者を収容する施設  |
| 拘留               | 1日以上30日未満の期間、刑事施設に拘置する刑罰   |



| 用語               | 説明   |
|------------------|--|
| 勾留               | 被疑者又は被告人を刑事施設に拘束する裁判及び執行のことをいい、主として逃亡・証拠隠滅の防止、公判廷への出頭の確保等をするために行われる処分  |
| コミュニティ・スクール      | 学校の課題の解決、学校・家庭・地域の連携・協働による子どもたちの学びや成長の支援を目的とし、保護者や地域住民が学校運営に参加する「学校運営協議会」を設置する学校   |
| 《 さ 行 》          |  |
| 再犯者              | 過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者  |
| 執行猶予             | 有罪の判決において、情状により一定の期間だけ刑の執行を猶予し、その間を再犯等がなく過ごした場合は、その刑の執行を免除し、有罪判決そのものが消滅するもの  |
| 児童相談所            | 家庭等からの子どもに関する相談に対し、専門的な知識と技術に基づき対応を行う、児童福祉法に基づき各都道府県等に設置された児童福祉の専門機関   |
| 下関市地域福祉計画        | 社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画で、下関市における地域福祉の推進について定めた計画<br>現在、第4期の計画で、令和5年度から令和9年度までの5か年計画で、下関市社会福祉協議会による下関市地域福祉活動計画と一体的に策定 |
| 社会を明るくする運動       | すべての国民が、犯罪や非行の防止、罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動   |
| 住宅確保要配慮者         | 低所得者、被災者、高齢者及び障害者等、住宅の確保に配慮を要する者   |
| 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 | セーフティネット住宅のことで、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅                     |
| 少年院              | 家庭裁判所から保護処分として送致された少年（12歳～25歳）を収容する施設  |
| 少年鑑別所            | 専門的知識及び技術に基づく鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行や犯罪の防止に関する援助を業務とする法務省の施設  |
| 少年刑務所            | 16歳以上20歳未満の受刑者を収容する刑務所   |
| 触法少年             | 少年法において、刑罰法令に触れる行為をした少年（14歳未満）   |
| スクールカウンセラー       | 児童生徒の心理に関する専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリング等を行う専門家   |
| スクールソーシャルワーカー    | 社会福祉等の専門的知識及び技術を用い、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関との連携により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家   |
| 生活環境の調整          | 矯正施設に収容されている人の退所後の住居や就労先等の環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること   |
| 生活困窮者自立支援制度      | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係等の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立に向けた包括的な支援を図る制度                     |

| 用語             | 説明  |
|----------------|---|
| セーフティネット住宅     | 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のこと   |
| 訴追             | 検察官が、公訴を提起すること  |
| <b>《 た 行 》</b> |   |
| DARC<br>(ダルク)  | ドラッグ（薬物）、アディクション（嗜好や病的依存）、リハビリテーション（回復）、センター（施設、建物）の頭文字を組み合わせた言葉で、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の薬物依存からの解放を図るプログラムを行う民間施設  |
| 地域生活定着支援センター   | 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所者等に対し、退所後、速やかに、福祉サービスを受けることができるようにする準備を、保護観察所と協働して実施する機関   |
| 地域若者サポートステーション | 愛称「サポステ」で、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳の若者に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験等により、就労に向けた支援を実施   |
| 地方検察庁          | 各地方裁判所に対応して設置される検察庁   |
| 懲役             | 罪人を刑務所内に拘置し、労役に服させること   |
| 特別調整           | 生活環境調整のうち、特別の手続きに基づいて帰住地の確保等の生活環境の整備を行うもので、対象者は、次の6つの要件すべてを満たす人<br>1 高齢、又は障害を有すると認められること<br>2 矯正施設退所後の適当な住居がないこと<br>3 矯正施設退所後に福祉サービス等を受けることが必要と認められること<br>4 円滑な社会復帰のために、保護観察所の特別な手続きによる生活環境調整の対象とすることが相当と認められること<br>5 上記調整の対象となることを希望していること<br>6 上記調整の実施のために必要な範囲内で、個人情報や公共の保健福祉に関する機関等に提供することに同意していること |
| <b>《 な 行 》</b> |   |
| 認知件数           | 犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、警察等が発生を認知した事件の数  |
| <b>《 は 行 》</b> |   |
| 犯罪少年           | 少年法において、法律上の犯罪を犯した少年（14歳以上20歳未満）<br>※改正少年法で18・19歳の罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いをするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めている  |
| 被疑者            | 捜査機関から犯罪の疑いを受け、まだ起訴されていない者  |
| 被告人            | 刑事事件に関して公訴を提起され、その裁判が確定していない者   |
| 微罪処分           | 明らかに処罰を必要としない軽微な窃盗、詐欺事件等のため、司法警察員が事件を検察官に送致せず、警察限りで終結させること  |
| BBS会           | 非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動（BBS運動：Big Brothers and Sisters Movement）を行う青年のボランティア団体   |
| 婦人補導院          | 売春防止法第5条の勧誘等の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、社会生活に適応させるための生活指導、職業訓練等を行う国立の施設（東京婦人補導院）   |
| 法務少年支援センター     | 少年鑑別法に基づき、児童福祉機関、学校などの青少年の健全育成に携わる機関や団体と連携し、地域における非行や犯罪の防止に関する活動、健全育成に関する活動を実施する機関  |

| 用語             | 説明   |
|----------------|--|
| 保護観察           | 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、法律や裁判等で決められた期間、保護観察官及び保護司が指導や支援を行うもの                               |
| 保護観察官          | 犯罪をした人や非行のある少年に対し、通常の世界を送らせながら、円滑な社会復帰のために指導・監督を行う社会内処遇の専門家                                      |
| 保護観察所          | 非行や犯罪をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対し、保護観察を行う法務省の機関                |
| 保護司            | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員   |
| 保護処分           | 刑罰ではない、保護観察処分、児童自立支援施設への送致処分、少年院への送致処分等、非行少年に対し、性格の矯正や環境の調整を行い、健全な育成を図るもの                        |
| <b>《 ま 行 》</b> |  |
| 民生委員           | 地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行うことにより、社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員                  |
| <b>《 や 行 》</b> |  |
| 薬物依存症          | 大麻や麻薬、シンナーなどの薬物を繰り返す、やめようと思ってもやめられない状態   |
| 薬物乱用対策推進本部     | 都道府県を中心に、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等の違法薬物の乱用を根絶し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関、関係団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織 |
| 薬物乱用防止推進員      | 地域において、薬物乱用防止に関する啓発活動、相談及び指導を行うボランティアで、都道府県の薬物乱用対策推進本部長が委嘱する者                                    |